

静岡県公安委員会規則第8号

組織改正等に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和4年3月25日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

組織改正等に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則

(静岡県警察国有物品管理規則の一部改正)

第1条 静岡県警察国有物品管理規則(昭和39年静岡県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(物品供用員) 第5条 県本部の各課、自動車警ら隊、 <u>鉄道警察隊</u> 、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊(以下「課等」という。)、浜松市警察部庶務課、警察学校並びに警察署に物品供用員を置く。 2～4 (略)	(物品供用員) 第5条 県本部の各課、自動車警ら隊、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊(以下「課等」という。)、浜松市警察部庶務課、警察学校並びに警察署に物品供用員を置く。 2～4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(聴聞及び意見の聴取の主宰者並びに弁明を録取する警察職員の指定等に関する規則の一部改正)

第2条 聴聞及び意見の聴取の主宰者並びに弁明を録取する警察職員の指定等に関する規則(平成6年静岡県公安委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(聴聞の主宰者) 第2条 聴聞等規則第3条に規定する聴聞を主宰する警察職員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。 (1)～(4) (略) (5) 生活安全部人身安全対策課理事官又は管理官、生活安全部生活保安課許可事務指導管理室長又は許可事務指導管理室管理官、 <u>交通部交通企画課企画指導管理官</u> 及び <u>交通事故統括分析管理官</u> 、交通部交通指導課交通捜査室長、静岡県警察放置駐車対策センター管理官、静岡県警察東部運転免許センター管理官、静岡県警察中部運転免許センター管理官、静岡県警察西部運転免許センター管理官並びに交通部運転者教育課管理	(聴聞の主宰者) 第2条 聴聞等規則第3条に規定する聴聞を主宰する警察職員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。 (1)～(4) (略) (5) 生活安全部人身安全対策課理事官又は管理官、生活安全部生活保安課許可事務指導管理室長又は許可事務指導管理室管理官、 <u>交通部交通企画課理事官(部付を兼ねる者を除く。)</u> 及び <u>管理官(次席を兼ねる者を除く。)</u> 、交通部交通指導課交通捜査室長又は <u>交通捜査室管理官</u> 、静岡県警察放置駐車対策センター管理官、静岡県警察東部運転免許センター管理官、静岡県警察中部運転免許センター管理官、静岡県警察西部運転免

官の職にある者 (6) (略)	許センター管理官並びに交通部運転者教育 課管理官の職にある者 (6) (略)
------------------------	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則の一部改正)

第3条 静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則（平成27年静岡県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(立入調査を行う警察職員)</p> <p>第2条 条例第17条第2項の静岡県公安委員会規則で定める警察職員は、静岡県警察本部にあっては<u>刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課長が刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課</u>の職員の中から、警察署にあっては知事監視店の所在地を管轄する警察署長が薬物銃器対策を担当する職員の中からそれぞれ指定する職員とする。</p>	<p>(立入調査を行う警察職員)</p> <p>第2条 条例第17条第2項の静岡県公安委員会規則で定める警察職員は、静岡県警察本部にあっては<u>刑事部組織犯罪対策局薬物銃器国際捜査課長が刑事部組織犯罪対策局薬物銃器国際捜査課</u>の職員の中から、警察署にあっては知事監視店の所在地を管轄する警察署長が薬物銃器対策を担当する職員の中からそれぞれ指定する職員とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号及び様式第3号中「薬銃」を「薬国」に改める。

附 則

この規則は、令和4年3月28日から施行する。